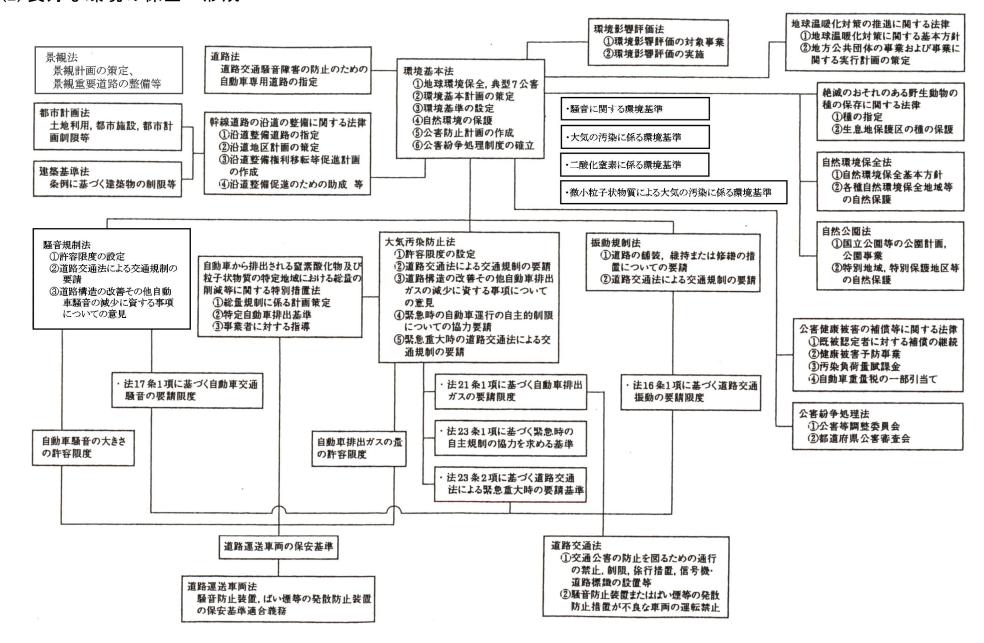
(2) 良好な環境の保全・形成



沿道環境の改善

〇大気の現状

SPMの環境基準の達成状況(自動車排出ガス測定局) 令和5年度

全 国 達成 100% 347地点
347地点
首都圏対策地域 達成 100% 108 地点
108 地点
大阪・兵庫圏対策地域 達成 100% 51 地点
51地点
愛知・三重圏対策地域 32地点

NO₂の環境基準の達成状況(自動車排出ガス測定局) 令和5年度

- 注)1. 対策地域とは、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に 関する特別措置法」により指定された地域
 - 2. 「令和5年度大気汚染状況について」(環境省) より作成

○道路交通騒音の状況

環境基準達成状況の評価結果(全国)



- 注) 1. 高速自動車国道 (3,443km, 抽出率37.5%)、都市高速道路 (238km, 24.5%)、一般国道 (22,502km, 40.1%)、 都道府県道 (40,495km, 31.2%)、4 車線以上の市区町村道 (2,657km, 0.3%)、その他の道路 (129km)に 面する地域で評価
 - 2. 「令和5年度自動車交通騒音の状況について」(環境省) より作成

環境基準等

① 大気汚染 (ア) 環境基準, 要請限度等

\mathbf{U}		水光坐于,			
物質	大気の汚染に係る環境基準について (昭和48年5月8日環境庁告示第 25号) 二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について (平成21年9月9日環境省	大気汚染に係る環境基準 達成期間	要 請 限 度 大気汚染防止法第21条第1項 の規定に基づく自動車排出ガ スによる大気の汚染の限度を 定める命令 昭和46年6月23日	大気汚染防止法施行令 (昭和43年政令第329号)	緊急時の自主規制の協力を求める基準 大気汚染防止法施行令 (昭和43年政令第329号)
大気汚染		維持されまたは原則として5年以内に おいて達成されるよう努める。	総理府・厚生省令第2号 丿	1) 1時間値 100万分の0.5以 上が3時間継続 2) 1時間値 100万分の0.7以 上が2時間継続	【第11条第1項(別表第5)】 1) 1時間値 100 3) 1時間値 100 万分の0.2以上が3 万分の0.5以上時間継続 2) 1時間値 100 4) 1時間値の48時万分の0.3以上が2 間平均値 100万時間継続 分の0.15以上
一酸化炭	1時間値の1日平均値 10ppm以下 かつ 1時間値 の8時間平均値 20ppm以下	維持されまたは早期に達成されるよう努める。	1時間値の月間平均値 100 分万の10(10ppm)	1時間値 100万分の50以上 (50ppm)	1時間値 100万分の30以上 (30ppm)
浮遊粒子	1時間値の1日平均値 0.10mg/m³以下 かつ 1時 間値 0.20mg/m³以下			1時間値 3.0mg/m ³ 以上が3時 間継続	1時間値 2.0mg/m ³ 以上が2時間継続
二酸化窒	1時間値の1日平均値 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下であ ること	1 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。 2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。		1時間値 100万分の1以上 (1ppm)	1時間値 100万分の0.5以上 (0.5ppm)
F	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	維持されまたは早期に達成されるよう努める。		1 時間値 100万分の0.4以上 (0.4ppm)	1 時間値 100万分の0.12以上 (0.12ppm)
微小粒子 状物質	1年平均値 15 μ g/m³以下 かつ 1日平均値 35 μ g/m³ 以下	維持され又は早期達成に努める。			
適用場所	工業専用地城, 車道その他- く。	一般公衆が通常生活していない地域または場所を除	道路の部分及び周辺地域		
	環境基本法第16条第1項によ されることが望ましい基準で	より人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持	出ガスにより大気の汚染が この限度をこえていると認 められるときは、都道府県	事態が発生したときは、当該 事態が自動車排出ガスに起因 する場合にあっては、都道府	都道府県知事は、この基準の事態が 発生したときは、当該大気の汚染を さらに著しくするおそれがあると認 められるものに対し、自動車の運行 の自主的制限等について協力を求め なければならない。

自動車排出ガス規制値

	種別		規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	備考
					СО	1. 15 (1. 92)			СО	1. 15 (1. 92)			CO	1. 15 (2. 03)	
	乗月	月車	H17	コンバインモード	NMHC	0.05(0.08)	H21	コンバインモード	NMHC	0.05(0.08)	H30	WLTCモー ド	NMHC	0.10(0.16)	
				(g/km) ※ 3	NO_X	0. 05 (0. 08)		(g/km) ※ 4	NO _X	0.05(0.08)		(g/km) ※4	NOX	0.05(0.08)	
					CO	4. 02 (6. 67)			PM ※ 2 CO	0. 005 (0. 007) 4. 02 (6. 67)			PM ※ 2 CO	0. 005 (0. 007) 4. 02 (7. 06)	
		軽自動車	H19	コンバインモード	NMHC	0.05(0.08)	H21	コンバインモード	NMHC	0.05(0.08)	Н30	WLTCモー ド	NMHC	0.10(0.16)	
ガソ				(g/km)	NO _X	0.05(0.08)		(g/km) ※4	NO _X PM ※ 2	0.05(0.08) 0.005(0.007)		(g/km) ※4	NO _X PM ※ 2	0. 05 (0. 08) 0. 005 (0. 007)	
リン		48 8 4			СО	1. 15 (1. 92)			CO	1. 15 (1. 92)			СО	1. 15 (2. 03)	
L P	15	軽量車 (GVW≦ 1.7t)	H17	コンバイ ンモード (g/km)	NMHC	0.05(0.08)	H21	コンバイ ンモード (g/km)※4	NMHC	0.05(0.08)	Н30	WLTCモー ド (g/km)※4	NMHC	0. 10 (0. 16)	
G 車	ク	・バス		,	NO_X	0.05(0.08)		(0)	NO _X PM ※ 2	0.05(0.08) 0.005(0.007)		(0)	NO _X PM ※ 2	0. 05 (0. 08) 0. 005 (0. 007)	
	中 <u>量</u> 車 (1.7t<	中量車		コンバイ	CO	2. 55 (4. 08)		コンバイ	CO	2.55(4.08)		WLTCモー ド (g/km)※4	СО	2. 55 (4. 48)	
		(1.7t < GVW ≦	H17	ンモード (g/km)	NMHC	0.05(0.08)	H21	コンバイ ンモード (g/km)※4	NMHC	0.05(0.08)	Н30		NMHC	0. 15 (0. 23)	
		3.5t)			NO_X	0.07(0.10)			NO _X PM ※ 2	0.07(0.10) 0.007(0.009)			NO _X PM ※ 2	0. 07 (0. 11) 0. 007 (0. 009)	
		重量車 (3.5t<		JE05モー	CO NMHC	16. 0 (21. 3) 0. 23 (0. 31)		JE05モー	CO NMHC	16. 0 (21. 3) 0. 23 (0. 31)					
		(3.5t < GVW)	H17	ド(g/kWh)	NOx	0.7(0.9)	H21	ド(g/kWh) ※4	NOx PM※2	0.7(0.9) 0.010(0.013)	同左				
					СО	0.63(0.84)			СО	0.63(0.84)			CO	0.63(0.88)	ディーゼル乗用 車におい て、「小型」とは等価慣性
				コンバイ	NMHC 小型	0. 024 (0. 032) 0. 14 (0. 19)		コンバイ	NMHC	0.024(0.032)		WLTC+-	NMHC	0.024(0.037)	重量1.25t(車両重量1.265t) 以下、「中型」とは等価慣
	乗月	月 単	H17	ンモード (g/km)	NO _X 中型	0.15(0.20)	H21	ンモード (g/km)	NO _X	0.08(0.11)	H30	ド (g/km)	NO _X	0. 15 (0. 23)	性 重 量 1.25t(車 両 重 量 1.265t)超である。
					PM 小型 中型	0. 013 (0. 017) 0. 014 (0. 019)			PM	0. 005 (0. 007)			PM	0.005(0.009)	1.2001// / (8)
デ		軽量車		コンバイ	CO NMHC	0. 63 (0. 84) 0. 024 (0. 032)		コンバイ	CO NMHC	0.63(0.84) 0.024(0.032)		WLTC+-	CO NMHC	0. 63 (0. 88) 0. 024 (0. 037)	
イー		(GVW≦ 1.7t)	H17	ンモード (g/km)	NO _X	0. 14 (0. 19)	H21	ンモード (g/km)	NO _x	0.08(0.11)	H30	ド (g/km)	NO _x	0. 15 (0. 23)	
ゼ		1.70)		(g/KIII)	PM	0.013(0.017)		(g/Kiii)	PM	0.005(0.007)		(g/Kiii)	PM	0.005(0.009)	
ル車	巾具亩		コンバイ	CO	0.63(0.84)	H21	コンバイ	CO	0.63(0.84)		WLTCモー	CO	0. 63 (0. 88)	17年規制からは重量区分を	
		H17	ンモード	NMHC NO _x	0. 024 (0. 032) 0. 25 (0. 33)	(2.5-3.5t) H22	ンモード	NMHC NO _v	0. 024 (0. 032) 0. 15 (0. 20)	H30	ド	NMHC NO _y	0. 024 (0. 037) 0. 24 (0. 36)	変更。	
			(g/km)	PM	0. 015 (0. 020)	(1.7-2.5t)	(g/km)	PM	0. 007 (0. 009)		(g/km)	PM	0. 007 (0. 013)	(旧) 中量車 1.7t <gvw≦2.5t< td=""></gvw≦2.5t<>	
				CO	2. 22 (2. 95)	H21		CO	2. 22 (2. 95)	H28	WHTC及び	CO	2. 22 (2. 95)	重量車 2.5t <gvw< td=""></gvw<>	
		H17	JEO5モー	NMHC	0. 17 (0. 23)	(12t-)	JE05モー	NMHC	0.17(0.23)	(7.5t-)	WHSCモー	NMHC	0. 17 (0. 23)	(新) 中量車 1.7t <gvw≦3.5t< td=""></gvw≦3.5t<>	
		H17	ド(g/kWh)	NO _X	20. (2. 7) 0. 027 (0. 036)	H22 (3.5-12t)	ド(g/kWh)	NO _X	0.7(0.9) 0.010(0.013)	H30 (3.5-7.5t)	ド (g/kWh)	NO _X PM	0. 4 (0. 7) 0. 010 (0. 013)	重量車 3.5t <gvw< td=""></gvw<>	
					P M	0.027 (0.036)	/		PM	0.010(0.013)		(0/ 1111)	l M	0.010(0.013)	

種別 第一種 原動機付自転車 第二種 原動機付自転車 = 1			担判左	お齢エード	出口	羽缸甘淮※1	坦判左	お トニード	出口	認証基準※1	坦坦左	対験エード	出口		認証基準》	€1	備考		
	性別		况刊午	武装セート	风刀	於	况刊午	武鞅七一ト	风刀	於	况刊午	武炭モート	风刀	クラス1	クラス2	クラス3	佣石		
		4 サイク ル			CO	2.0	2. 0		CO	2.62			CO	1. 14	1. 14	1. 14			
		2 サイク	H18		НС	0.30			НС	0.27			НС	0.30	0.20	0.17			
		1ル			NO _X	0. 15			NO_X	0.21			NO_X	0. 07	0. 07	0.09			
		4 サイク			СО	2.0			СО	2. 2			СО	1. 14	1. 14	1.14			
_		·	·	2 サイカ	H19		НС	0.50			НС	0.45			НС	0.30	0.30	0.30	
輪				二輪車	NO _X	0. 15	110.4	WMTC	NO_X	0.16	H28	WMTC	NO_X	0. 07	0.07	0.07			
動		4 サイク ル		(g/km)	СО) 2.0(2.7) H24	(g/km) % 5	СО	2.62	(g/km)	(g/km) ※ 5	СО	1. 14	1.14(1.58)	1. 14 (1. 58)				
平		·	H18		НС	0.30(0.40)			НС	0. 27		НС	НС	0.30	0.20 (0.24)	0.17 (0.21)			
		2 サイク ル			NO _X	0.15(0.20)			NO_X	0.21			NO_X	0. 07	0.07 (0.10)	0.09 (0.14)			
	小型二輪自動車・	4サイク			СО	2.0(2.7)			СО	2. 62 (3. 48)			СО	1. 14	1. 14 (1. 58)	1. 14 (1. 58)			
		ル	H19		НС	0.30(0.40)			НС	0. 27 (0. 36)			НС	0.30	0.20 (0.24)	0.17 (0.21)			
		2 サイク ル			NO _X	0.15(0.20)			NO _X	0. 21 (0. 28)			NO_X	0. 07	0.07 (0.10)	0.09 (0.14)			

	種別	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	備考
	定格出力		NRTCM	CO	5.0(6.5)		NRTCM	CO	5.0(6.5)	
	19kW以上	H23	NKTCM 8M	NMHC	0.7(0.9)	H26	NKTCM 8M	NMHC	0.7(0.9)	
	37kW	пда	(g/kWh)	NO_X	4.0(5.3)	П20	om (g/kWh)	NO_X	4.0(5.3)	
	未満のもの		(g/KWII)	PM	0.03(0.04)		(g/KWII)	PM	0.03(0.04)	
	定格出力		NRTCM	CO	5.0(6.5)		NRTCM	CO	5.0(6.5)	
デ	37kW以上	H23	NKTCM 8M	NMHC	0.7(0.9)	H26	NKTCM 8M	NMHC	0.7(0.9)	
イ	56kW	пда	8M (g/kWh)	NO_X	4.0(5.3)	П20	om (g/kWh)	NO_X	4.0(5.3)	
1	未満のもの		(g/KWII)	PM	0.025(0.033)		(g/KWII)	PM	0.025(0.033)	
ゼ	定格出力		NDTCM	CO	5.0(6.5)		NRTCM	CO	5.0(6.5)	
ル	56kW以上	H23	NRTCM 8M	NMHC	0.19(0.25)	H26	NKTCM 8M	NMHC	0. 19 (0. 25)	
特	75kW	П23		NO_X	3. 3 (4. 4)	п20		NO_X	0.4(0.53)	
ル 56k 特 7 殊 <u>未満</u> 自	未満のもの		(g/kWh)	PM	0.02(0.03)		(g/kWh)	PM	0.02(0.03)	
自	定格出力		NRTCM	CO	5.0(6.5)		NRTCM	CO	5.0(6.5)	
動	75kW以上	H23	NKTCM 8M	NMHC	0.19(0.25)	H26	NKTCM 8M	NMHC	0.19(0.25)	
車	130kW	пда		NO_X	3. 3 (4. 4)	П20		NO_X	0.4(0.53)	
	未満のもの		(g/kWh)	PM	0.02(0.03)		(g/kWh)	PM	0.02(0.03)	
	定格出力		NRTCM	CO	3.5(4.6)		NRTCM	CO	3.5(4.6)	
	130kW以上	H23	NKTCM 8M	NMHC	0.19(0.25)	H26	NKTCM 8M	NMHC	0.19(0.25)	
	560kW	П23	om (g/kWh)	NO_X	2.0(2.7)	п20		NO_X	0.4(0.53)	
	未満のもの		(g/kwn)	PM	0.02(0.03)		(g/kWh)	PM	0.02(0.03)	
自 L ガ 動 P ソ	定格出力			CO	20.0(26.6)					
車Gリ特ン	19kW以上 560kW	H19	7M (g/kWh)	НС	0.60(0.80)	同左				
殊・	未満のもの			NO _X	0.60(0.80)					

※1: 認証基準とは型式指定車及び装置指定車の基準値をいう。 ()の数値はそれ以外の自動車(PHP、新型届出(装 置指定車以外のもの)、試作、組立、並行輸入車)の基準 値をいう。

※2:ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した希薄燃焼方式の直接噴射式の原動機を有する自動車(リーンバーン直噴車)に限り適用する。

※3: コンバインモードとは平成17年(2005年)からは10・15 モードの測定値に0.88を乗じた値と11モードの測定値 に0.12を乗じた値との和で算出される値

平成20年(2008年)からは $10 \cdot 15$ モードの測定値に0.75を乗じた値と JC08C モードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

平成23年(2011年)からはJC08H モードの測定値に0.75 を乗じた値とJC08C モードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

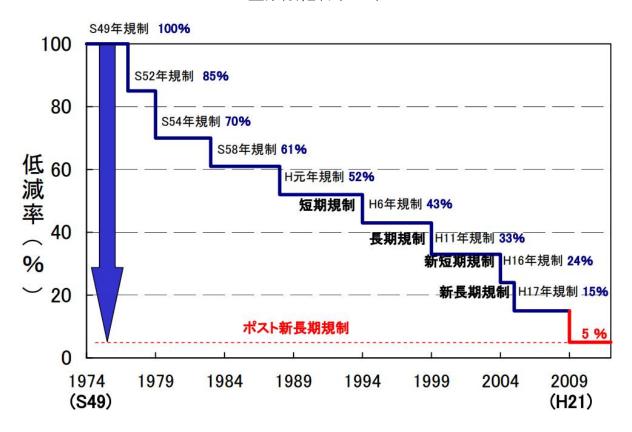
※4: NOx 触媒付直噴車に限る。

※5:第一種原動機自転車のうち、最高速度50km/h 以下のものは従前の通り

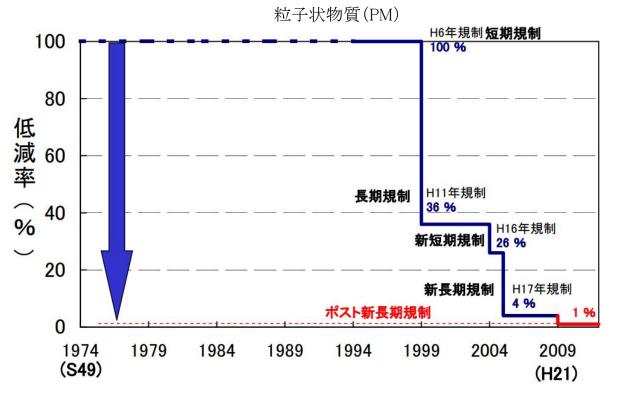
出典:国土交通省自動車局ホームページ

NOx 規制値の推移(ディーゼル重量車)

窒素酸化物(NOx)



PM 規制値の推移(ディーゼル重量車)



出典:国土交通省自動車局ホームページ

② 自動車騒音

(ア) 環境基準(平成10年9月30日環境庁告示,平成11年4月1日施行)

地域の類型	基	単 値	達成期間
地域以短至	昼間	夜 間	①道路に面する地域以外の地域については、
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	施行後直ちに達成され、又は維持されるよう
A	55デシベル以下	45デシベル以下	努める。 ②既設の道路に面する地域については、施行
2 車線以上の車線 を有する道路に面 する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	後10年以内を目途として達成され、又は維持 されるよう努める。ただし、幹線交通を担う 道路に面する地域で道路交通量が多く達成
В	55デシベル以下	45デシベル以下	垣崎に囲りる地域で垣崎父週里が多く達成 が著しく困難な地域については、10年を超え
2 車線以上の車線 を有する道路に面 する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	る期間で可及的速やかに達成されるよう努 める。 ③道路に面する地域以外の地域が施行日以
С	60デシベル以下	50デシベル以下	降計画された道路の設置によって新たに道
車線を有する道路 に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	路に面することとなった場合にあっては、供 用後直ちに達成されまたは維持されるよう
幹線交通を担う道路 に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下	努めるものとし、施行日より前に計画された 道路の設置によって新たに道路に面するこ
屋内へ透過する騒音に係る基準	45デシベル以下	40デシベル以下	ととなった場合にあっては、②を準用する。

注) 1. 昼間:午前6時~午後10時,夜間:午後10時~翌日午前6時

2. AA:療養施設,社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

3. A: 専ら住居の用に供される地域

4. B: 主として住居の用に供される地域

5. C:相当数の住居と併せて商業,工業等の用に供される地域

6. 車線: 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分

7. 幹線交通を担う道路に近接する空間について、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として 閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる。

(イ) 要請限度(平成12年3月2日総理府令第15号, 平成12年4月1日施行)

地域の区分	基义	単 値
地域の区力	昼 間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル

注) 1. 昼間:午前6時~午後10時

夜間:午後10時〜翌日午前6時 2. a 区域:専ら住居の用に供される区域

b 区域: 主として住居の用に供される区域

c 区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(ウ) 自動車単体騒音規制

平成 28 年騒音規制 (UN_R51-03 導入関係)

【自動車の種別】

Μ 及び Ν カテゴリ

○ 自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを 有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く)

【規制概要】

- 加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の四輪車の騒音を規制する国際基準である「UN_R51-03」を導入
- 定常走行騒音を廃止
- 圧縮空気騒音規制を導入(空気式ブレーキを装着した TPMLM*12.8 トン超の自動車に 限る)

【規制値】 (単位:デシベル)

車両カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3
	PMR ^{**2} 120 以下	72	70	68
	PMR ^{**2} 120 超、160 以下	73	71	69
M1 カテゴリ 乗車定員 9 人以下の乗用車	PMR ^{**2} 160 超	75	73	71
	PMR ^{**2} 200 超、乗車定員 4 人以下、 R ポイント ^{**3} の地上からの高さ 450mm 未満	75	74	72
	TPMLM*12.5 トン以下	72	70	69
M2 カテゴリ 乗車定員 10 人以上、	TPMLM*12.5 トン超、3.5 トン以下	74	72	71
	TPMLM ^{**1} 3.5 トン超、最高出力 135kW 以下	75	73	72
	TPMLM ^{*1} 3.5 トン超、最高出力 135kW 超	75	74	72
	最高出力 150kW 以下	76	74	73
M3 カテゴリ 乗車定員 10 人以上、 TPMLM**15トン超の乗用車	最高出力 150kW 超、250kW 以下	78	77	76
III WILLIVI · O トン 起ック米用単	最高出力 250kW 超	80	78	77

(単位:デシベル)

車両カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3
N1 カテゴリ	TPMLM*12.5 トン以下	72	71	69
TPMLM ^{**1} 3.5 トン以下の 貨物車	TPMLM ^{*1} 2.5 トン超	74	73	71
N2 カテゴリ TPMLM*:13.5トン超、12ト	最高出力 135kW 以下	77	75	74
ン以下の 貨物車	最高出力 135kW 超	78	76	75
	最高出力 150kW 以下	79	77	76
N3 カテゴリ TPMLM*112 トン超の貨物 車	最高出力 150kW 超、250kW 以下	81	79	77
 	最高出力 250kW 超	82	81	79

- ※1 TPMLM(Technically Permissible Maximum Laden Mass):技術的最大許容質量(kg) 安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、 自動車製作者が指定したもの
- %2 PMR(Power to Mass Ratio): 最高出力(kW)/(車両重量(kg)+75kg) \times 1,000 %3 運転者席の着座位置について、自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づき決定する設計点

【適用日】

	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ 1	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ 2	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ 3
新型自動車 (輸入自動車 を除く)	平成 28 年 10 月 1 日以降	令和2年9月1日以降 (N2カテゴリは 令和4年9月1日以降)	令和6年10月8日以降 (N2、N3、M3カテゴ リは令和8年10月8日 以降)
上記以外のもの	令和4年9月1日以降 (N2カテゴリは 令和5年9月1日以降)	令和4年9月1日以降 (N2カテゴリは 令和5年9月1日以降)	令和8年10月8日以降 (N2、N3、M3カテゴ リは令和9年10月8日 以降)

出典:国土交通省自動車局ホームページ

平成 28 年騒音規制 (近接排気騒音の相対値規制導入関係)

【自動車の種別】

L3 カテゴリ

- 二輪自動車(側車付二輪自動車を除く)
- 二輪の原動機付自転車(排気量 0.05ℓ 超又は最高速度 50km/h 超のものに限る)

M 及び N カテゴリ

○ 自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを 有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く)

【規制概要】

- 近接排気騒音について、従来の車種毎に規制値を定めた絶対値規制に替え、使用過程におい て新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入
- 近接排気騒音の測定方法について、UNRに基づく測定方法へ変更

【規制値】

○ 近接排気騒音値が、新車時に確認した騒音値+5dBの値以下であること

【適用日】

<u> </u>		
	L3 カテゴリ	M 及び N カテゴリ
新型自動車 (輸入自動車を除く)	平成 28 年 10 月 1 日以降	平成 28 年 10 月 1 日以降
上記以外のもの	令和3年9月1日以降	令和4年9月1日以降 (N2カテゴリは 令和5年9月1日以降)

出典:国土交通省自動車局ホームページ

平成 26 年騒音規制

【自動車の種別】

L3 カテゴリ

- 二輪自動車(側車付二輪自動車を除く)
- 二輪の原動機付自転車(排気量 0.05ℓ 超又は最高速度 50km/h 超のものに限る)

【規制概要】

- 加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の二輪車の騒音を規制する国際基準である「UN_R41-04」を導入
- 定常走行騒音を廃止

【規制值】

7 y t 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
車両区分	市街地加速 走行騒音規制値	全開加速 走行騒音規制値			
Class I (PMR [*] 25 以下)	(PMR*25以下) 73dB				
Class II(PMR*25 超、50 以下)	74dB	79dB			
ClassⅢ(PMR*50 超)	77dB	82dB			

※ PMR(Power to Mass Ratio):最高出力(kW)/ (車両重量(kg)+75kg) ×1,000

【適用日】

- 新型自動車(輸入自動車を除く)・・・平成26年1月1日以降
- 上記以外のもの ・・・平成29年1月1日以降

出典:国土交通省自動車局ホームページ

平成28年騒音規制、平成26年騒音規制の対象となっていない自動車については、次の表に示す従前の規制が適用される。

自動車騒音規制の推移

[単位:デシベル]

	定常走行騒音															_		11					シヘル	-				
				<u> </u>	定	常走行	騒音	- L	<u> </u>					加速	走行	「騒音				_	排気	騒音		近	接接	#気騒	音	_
					ž	新車		使用 過程							新車	ī							新耳	車及で	『使	用過程	Ē	
	自動車(の種別	I	昭和26年	平 成 46 10 年 年 ※	之 0 11 5 年 2 ※2	12 13 年 年 ※2 ※2	昭 和 26 年	昭和46年	l	52 年	5 4 年	57 年	58 年	59 6 年 全	60 61 年 年	62 T 年	平 成 0 11 年 年	I 12 年 年	l	昭 和 26 年	46 年	61 年		平成元年	10 1 年	1 12 年	13 年
特殊自動車				85				85	-												85				110			
	大型車: GVW*13.5h>超、	全輪駆動及びクレ	車、トラクタ 一ン車				83									83				82							9	99
	原動機最高 出力150kW超	トラック		85	_	-	82	85	92	89		86		Г	8	3				81	85	80		1	107 「			_
貨物自動車	M 73100Kill@				82	2			<u> </u>	_		_	_	8	83		8	1		\dashv	_			_		99		_
乗合自動車 (トラック・	中型車: GVW*13.5トン超、	全輪駆動	車 バス	85	70	Г	80	85	89	07		86		83					80	81	85	70			105		98	98
バス) 出 リ	原動機最高 出力150kW以下	その他	その他		/° L		79	00	09	07		00		00					\Box	80	00 70							98
	小型車:	GVW**1.7	/W ^{*1} 1. 7トン超		74	74		85	85		83	Ω1		_	7	8(全輪	駆動車)	76	╛	25	74			103		97	
	GVW*13. 5トン以下	GVW ^{**1} 1. 7		00	/4	74		00			00	ļ .		7	78(全	(全輪駆動車以外) 76			;		00	/4			103	97	'	
軽貨物	排気量0.660	原動機が運転席の前 (ボンネット型)		85	74	74		85	85		83	81		_	7	8(全輪	駆動車	76			85	74			103	97	'	
自動車	以下	その他 (キャブ	オーパ型)		74		4			00		•		78(全輪駆動車以外))	76								97			
		乗車定員 7人以上	リヤエンジン			72												76	;							10		
乗用自動車	乗車定員 10人以下		その他	85	70 —			85	84		82	81	78				г			\dashv	85	70		103	Г	96	5	\dashv
		乗車定員 6人以下	リヤエンジン その他	l	72	2											76			١					- 1	100 96		_
一輪白動車	小型二輪:排気	量0.250超		85	74 -		72	85	86	83	_	78					75			73	25	74	00				Ś	94
一冊日期年	二輪自動車 軽二輪:排気量0	0.1250超、	0. 250以下	00	71			00	84	00	83				75 73		3		65		/4	99			94			
原動機付	第二種:排気量(0.050超、	0. 1250以下	85	70 —		68	85	82	79		75		_		72				71	85	70	95				(90
自転車	第一種:排気量0.050以下			Ľ	65	5		- 30	80	, ,		, ,		7	72		7	1			~~	, ,				84		
≫1 GVW · II	5.正公录号		1					^											^								-	

※1 GVW: 車両総重量

※2 平成10年規制以降は新たな定常走行騒音測定方法を適用

H26, 28 期制から

廃止

H26, 28 期制から UN R51-03, R41-04 を導入 H28 期制から 測定方法を UN 期制に変更 相対値期制を導入

(エ)タイヤの車外騒音規制値

【自動車の種別】(新車規制のみ)

○ 空気入ゴムタイヤを備える自動車(二輪自動車,側車付二輪自動車,三輪自動車,大型特殊 自動車及び小型特殊自動車を除く)

【タイヤの車外騒音規制】

○ 「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則(第 117 号)」 の試験法及び規制値を導入

【規制值】

タイヤのクラス	断面幅の呼び(mm)	規制値 dB(A)	
	w ≦185	70	
Gay1	$185 < w \le 245$	71	
C1**1	$245 < w \le 275$	72	
	275 <w< td=""><td>74</td></w<>	74	

シビアスノータイヤ, エクストラロードタイヤ, レインフォースドタイヤ, 又はこれらの分類 の組み合わせについては, 上記規制値を 1dB(A) 引き上げるものとする。

タイヤの		規制値 dB(A)			
クラス	タイヤの種類	その他	トラクションタイヤ		
	ノーマルタイヤ	72	73		
	スノータイヤ	72	73		
$\mathrm{C2}^{st2}$	シビアスノータイヤ	73	75		
	特殊用途タイヤ	74	75		
	ノーマルタイヤ	73	75		
Gow ²	スノータイヤ	73	75		
C3** ³	シビアスノータイヤ	74	76		
	特殊用途タイヤ	75	77		

- ※1 乗用車用タイヤ
- ※2 小型商用車用タイヤ (単輪でのロードインデックス≦121 かつ速度記号≧N のタイヤ)
- ※3 中型・大型商用車用タイヤ(単輪でのロードインデックス \leq 121 かつ速度記号 \leq M 又は 単輪でのロードインデックス \geq 122 のタイヤ)

【適用日】

	適用時期					
自動車の種別	新型車※ (PHP 自動車を除く)	左記以外の自動車 (継続生産車等)				
乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成 30 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日				
乗車定員 9 人を超え、かつ、車両総重量が 5 トン 以下の専ら乗用の用に供する自動車		令和6年4月1日				
車両総重量が 3.5 トン以下の貨物の運送の用に 供する自動車	平成 31 年 4 月 1 日					
車両総重量が 3.5 トン以下の被牽引自動車						
乗車定員 9 人を超え、かつ、車両総重量が 5 トン 超えの専ら乗用の用に供する自動車						
車両総重量が 3.5 トン超えの貨物の運送の用に 供する自動車	令和 5 年 4 月 1 日	令和8年4月1日				
車両総重量が 3.5 トン超えの被牽引自動車						

※ 新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車への適用時期については、 継続生産車等への適用時期と同じとする。

出典:国土交通省自動車局ホームページ

③道路交通振動

要請限度(振動規制法施行規則12条,別表第2)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

注) 1. 昼間:午前5時,6時,7時又は8時~午後7時,8時,9時又は10時夜間:午後7時,8時,9時又は10時~翌日午前5時,6時,7時又は8時

2. 第1種区域, 第2種区域とは, 下記の地域に相当し, 都道府県知事が定めた区域をいう。

第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用に併せて商業,工業等の用に供されている区域であって,その区域 内の住民の生活環境を保全するため,振動の発生を防止する必要がある区域 及び主として工業等の用に供されている区域であって,その区域内の住民の 生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

3 都道府県知事又は指定都市の長等,道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより,学校,病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は,上記表に定める値以下当該地から5dBを減じた値以上とし,特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第一種区域の限度は夜間の第二種区域の値とすることができる。

幹線道路の沿道の整備に関する法律の概要

 交通量 1万台 道路管理者又は 指 沿 道 整 備 道 路 要請可 ·騒 音 Leg 70db(昼) 定 関係市町村 国土交通大臣の同意を得て \mathcal{O} 又は Leg 65db(夜) 要 都道府県知事が指定 住 居 50以上連たん 件 • 車線数 2車線以上 沿道整備協議会 道路交通騒音減少計画 沿 渞 地 X. 計 画 '沿道の土地利用を都市計画により規制 道路管理者及び都道府県 都道府県知事,都道 公安委員会が道路構造の 《計画の内容》 府県公安委員会,市 改善, 交通規制等に係る計 ・区域及び方針 町村, 道路管理者(国 画を策定 沿道地区整備計画 の地方行政機関の参 建築物の間口率・高さの最低限度, 防音 加も可)が沿道整備に Д 計画に従い必要な措置を 上・遮音上の制限,緩衝空地,道路等の 必要となるべき措置 実施 施設の整備 を協議

沿道整備促進のための助成等

- ○沿道整備用地の取得費用の 無利子貸付け
- 国→市町村
- ・費用の2/3以内(10年償還)
- ○緩衝建築物の建築等費用の 一部負担
- 道路管理者→建築者
- ・建築費等(3F以下)の17%等
- ○防音工事に対する助成
- · 道路管理者→住宅所有者等
- ・工事費用の3/4
- ○住宅の移転等に対する助成
- 道路管理者→住宅移転者等
- ・通常要する移転等費用の額

沿道整備推進機構

- ○市町村が公益法人を指定《業務の内容》
- ・沿道整備事業者に対する情報提供、相談等の援助
- ・緩衝建築物の建築
- ・沿道整備用地の取得,管理,譲渡 渡等
- ○機構の用地取得について 市町村が行う無利子貸付けに 対する無利子貸付け
- · 国→市町村
- ・貸付額の2/3以内 (10年償環)

沿道整備権利移転等促進計画

- ○市町村が策定 《計画の内容》
- ・権利移転者名,権利移転地,移 転後の土地の利用目的
- •権利移転時期, 対価 等
- ○計画の公告により権利移転
- ○土地所有者等は計画策定を 、要請可

沿道整備道路の指定及び沿道地区計画の決定状況(令和7年4月1日現在)

		沿道整備	道路交通騒	しては、世界の日本のでは、	延長			延長	公告	建築
1	道路名	協議会	識計画	指定区間	(km)	公告月	地区計画	(km)	年月	建築条例
1	一般国道43号 阪神高速	0	×	尼崎市東本町〜神戸市灘区味泥町 (神戸市灘区大石南町〜西宮市今津水波町)	20.2 (12.6)	S57.8	尼崎市道意地区 (区域及び整備の方針のみ都計済)	0.8	H13.03	×
	神戸西宮線 阪神高速			(尼崎市東本町~西宮市今津水波町)	(7.3)		" 竹谷地区 (")	0.7	H14.11	×
	大阪西宮線						城内地区 (1.0	H15.12	×
							" 開明地区 ")	0.9	H15.12	×
							』 武庫川・元浜地区	0.8	H15.12	×
				(計)	20.2		(計)	4.2		
2	環状 7 号線	0	0	大田区大森本町2丁目~江戸川区臨海町4丁目	(40.1)					
				(大田区大森本町2丁目~練馬区小竹町2丁目)	23.2	S58.11	大田区 目黒区	6.4 2.7	S63.01	0
							世田谷区野沢地区南部 〃 北部	1.0 0.7	S62.11 S61.08	0
							〃 三軒茶屋・上馬地区	0.9	S62.03	0
							パ田南部・若林地区パ田北部地区	1.7 0.5	S62.11	0
							# 大原・羽根木地区 杉並区	1.1 4.2	S62.03 S62.01	0
							中野区 練馬区桜台・栄町・豊玉地区	1.9 2.1	S60.06 S63.01	0
				(板橋区小茂根4丁目~北区神谷3丁目)	6.5	S62.12	ル 羽沢・小竹地区 板橋区	0.8 4.2	S62.01 H01.10	000
							北区	2.4	H01.04	0
				(足立区新田1丁目~同区中川4丁目)	10.9	S59.08	足立区(D 地区) " (B 地区)	2.8 1.7	H01.03 S63.01	0
							// (A 地区) // (C 地区)	1.2 4.5	S62.04 H01.03	0
				(葛飾区亀有5丁目~同区東新小岩2丁目) (江戸川区上一色町~同区臨海町4丁目)	5.0 9.9	S62.12 H02.03	葛飾区 江戸川区	4.8 9.9	H03.01 H04.12	0
0	増生しては			(計)	55.5	1102.00	(計)	55.5	1101,12	
3	環状8号線 (羽田上高井戸	0	0	大田区蒲田4丁目~杉並区井草3丁目 (大田区蒲田4丁目~同区田園調布2丁目)	7.0	H12.03	大田区	7.0	H13.04	0
	岩淵線)			(世田谷区東玉川2丁目~同区八幡山3丁目)	10.4	H13.03	世田谷区東玉川地区 〃 玉川田園調布地区	1.0 0.6	H15.01	0
							』 野毛・等々力・中町地区 』 瀬田・上野毛・野毛地区	2.1 1.9	JJ JJ	0
							# 瀬田・玉川台地区 # 砧公園・上用賀地区	0.9))))	0
							〃 砧・桜丘地区	1.4	IJ	0
				(1// - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			パー 千歳台・船橋地区 パー 粕谷・南烏山・八幡山地区	1.2 1.2	"	0
				(杉並区上高井戸1丁目) (世田谷区上北沢5丁目)		H06.09 H13.03		0.3 0.3		0
				(杉並区上高井戸3丁目~同区井草3丁目) 練馬区春日町2丁目~同区錦2丁目	6.2	H06.09	杉並区	4.9	H08.05	0
				(練馬区春日町2丁目) (練馬区北町6丁目)	0.4 0.4	S61.03 S58.11	練馬区春日町二丁目地区 ル 北町・早宮地区	0.4 0.4	S61.08 S59.11	×
				(練馬区北町6丁目~同区錦2丁目)	1.2	H12.03	. 1041 千日地区	0.4	500.11	^
				板橋区相生町~同区小豆沢4丁目 (板橋区相生町~同区志村3丁目)	0.7	H01.09	板橋区(A 地区)	0.7	H02.12	×
				(板橋区坂下1丁目~同区小豆沢4丁目) (計)	1.7 28.6	H05.07	// (B 地区) (計)	1.7 27.2	H06.04	×
4	笹目通り	×	×	練馬区南田中4丁目~同区旭町1丁目 (計)	3.7 3.7	H14.03	練馬区 (計)	3.7 3.7	H15.11	0
5	目白通り	×	×	練馬区中村北2丁目~同区大泉町5丁目	4.9	H15.11		0.1		_
6	一般国道4号	0	×	(計) 足立区梅田1丁目~同区西保木間4丁目	4.9 5.1	S59.08	(計) 足立区(A 地区)	3.7	S62.01	0
				(計)	5.1		ッ (B 地区) (計)	1.4 5.1	H01.03	0
7	一般国道23号	0	×	四日市市北納屋町~同市西末広町 (計)	1.2	S59.09	四日市地区 (計)	1.2	S62.11	0
8	一般国道254号	×	×	板橋区中丸町~練馬区旭町3丁目		IIoo aa			TIOO	
				(板橋区中丸町~同区桜川3丁目) (板橋区桜川3丁目~練馬区旭町3丁目)	4.1 4.6	H08.09 H12.03	板橋区(A 地区) 板橋区(B 地区)	4.1 2.3	H09.11 H23.12	0 0
9	中原街道	×	×	(計) 品川区平塚2丁目~大田区南雪谷2丁目	8.7		(計)	6.4		
J	17/67/12	^	^	(品川区平塚2丁目~同区旗の台5丁目)	2.4	H17.04		2.4	H18.12	0
				(大田区南千束1丁目~同区南雪谷2丁目) (計)	2.6 5.0	H17.04	大田区 (計)	2.6 5.0	H20.05	0
		9路線	2 路線	合 計	132.9		合 計		08.3	41
		5協議会		路線数計	(延べ152.8) 11路線			,00	-1/2/1/	箇所
				[印///	11四冰					